

## 企業結合審査手続きの見直しに関する意見

社団法人 関西経済連合会

企業組織の再編に関しては、産業ごとあるいは個別企業ごとに戦略は異なるが、同一産業の数多くの企業が国内で激しい競争をしている結果、環境変化や技術革新による投資行動の規模やスピードなどで国際競争において劣後している場合も多く、企業結合による競争力強化は、企業のグローバル経営への対応や国の経済成長を図る産業政策において重要な選択枝の一つと考えられる。

このため、企業組織の再編に関しては、グローバル市場において懸命に競争力を維持・強化しようとする企業が、その戦略として企業結合を計画する場合、政府は阻害要因を除去し、迅速かつ柔軟な企業結合を可能とする環境を整備していくことが必要である。

しかるに、独占禁止法による現行の企業結合審査手続きについては、以下の通り問題点があると考えており、迅速性・透明性・予見可能性の確保や、新成長戦略等の政府の方針との整合性を確保したものとすべきである。

### 【問題点】

- ・ 審査期間が長期にわたり、企業にとって審査終了時期の予見性が低い。
- ・ 担当官により判断のばらつきがあり、その裁量で膨大な資料提出を要求されることがある。
- ・ 行政サービスの一環としてなされている事前相談で、実質的な企業結合の可否の審査がなされており、口頭で通知される審査結果の判断根拠の説明が不十分である。
- ・ HHI<sup>※</sup>は明確であるものの、市場を狭く解する傾向が強く、内外市場で激しい競争にさらされている企業現場の実態や実感と乖離している。
- ・ 審査にあたり、産業政策や国家戦略といった大局的な視点からの判断が不十分である。

---

※ HHI (ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス)とは、市場集中度を示す指標。当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出。

以上のような観点から、当連合会としては、企業結合審査手続きについて、その前提として審判制度の廃止を早急に実現するとともに、審査手続きと審査基準の見直しを早急に行うよう、下記の通り要望する。

## 記

### 1. 審査手続きを迅速化・透明化すること

企業結合審査手続きにかかわる現行の問題点を解決するためには、事前相談制度において実質的な審査を行うのではなく、任意の相談機能のみに特化した行政サービスとして位置づけるべきである。実質的な審査とそれに基づく最終的な独占禁止法上の判断については正式な届出後に行うこととした上で、審査手続きに以下の諸点を加えることが必要である。

- ・ 一次審査 30 日以内（届出時点より起算）、二次審査 90 日以内（一次審査結果で求められた資料を提出した時点より起算）という期間で行うことを基本とし、例外的に案件の複雑さから時間のかかるものは当事会社と協議の上で終了日を明確にすべきである。また、二次審査以降の過程（審査開始日・終了日、当事会社の名称等）を公表し、審査期間の長期化に歯止めをかけるべきである。
- ・ 組織的に判断を統一した上、審査結果とその理由等を書面により当事会社に交付し、かつ公表する。
- ・ 企業の請求があれば、産業政策の主務大臣の意見書を付すことができる。意見書に対しては、文書による回答を義務づけ、公表する。

また、これに伴い、公正取引委員会において、円滑かつ迅速な審査が行われるよう、提出書類のフォーマットや種類・内容を明確にし、当初提出したもの以外の資料を当事会社へ請求する際には、その資料が必要となる具体的な理由を文書で示すべきである。

### 2. 届出・審査の対象となる基準を緩和すること

株式取得等の場合に届出・審査が必要となるのは、競合企業を支配することによって、競争を制限する行動に出る可能性があるためである。そういう意味からは、現行の企業結合審査にかかわるガイドラインで企業結合とみなす範囲が広すぎる。

このため、株式取得に関する届出・審査の対象となる基準は、EU等諸国並みに、50%を超えて株式を取得する場合などに限定すべきである。そうすることにより、審査側の負担の軽減とともに、審査が真に必要な事案に注力できることで審査内容の充実化が図られる。

### **3. ガイドラインにおける競争に対する影響評価項目を見直すこと**

企業結合審査にかかわるガイドラインにおいては、競争が制限されることが当面ないかどうかの観点から主に評価されることになっている。公正な競争を確保することは国民にとって重要な利益であるが、さらに、経済の成長が国民の利益につながるような事項についても、審査に当たっては十分に考慮すべきである。また、市場はますますグローバル化するとともに日々変化している。そのため、現時点における国内の静態的な分析では妥当な結論が導けない。そうした観点から、以下の二点について、ガイドラインの評価項目を見直すべきである。

- ・ 国際競争力の強化の観点、雇用への影響など「社会的利益」を評価すること。
- ・ 海外も含めた今後の市場の成長見通し、代替品を含めた潜在的な輸入・参入圧力など、「中長期・グローバルな市場動向」を評価すること。また、商品市場の画定の際にも、そのような要素を勘案し、市場をより広く捉えること。

### **4. 競争政策当局の国際的な協力・連携を緊密化すること**

企業活動のグローバル化に伴い、国際的な企業結合でなくとも、米国・EU・中国などの関係する海外の競争政策当局による企業結合審査を受けなければならないケースが多くなっている。関係国において企業結合審査が円滑かつ迅速に行われるよう、公正取引委員会においては、海外の競争政策当局との連絡調整の強化、手続き面や審査基準の共通化などの国際的な協力・連携をより一層緊密化すべきである。

以 上